

# 国民健康保険税

## 普通徴収(窓口納付)の納期

※平成25年度から、納期が8期に変わります。

年税額の計算方法は変更ありません。納期が増えることで1期あたりの納付額が少なくなり、納付し易くなります。

| 変更前 | —  | —  | —  | 1期 | —  | 2期 | —   | 3期  | —   | 4期 | —  | 5期 |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| ↓   | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 変更後 | —  | —  | —  | 1期 | 2期 | 3期 | 4期  | 5期  | 6期  | 7期 | 8期 | —  |

## 国民健康保険を支える保険税

国民健康保険税は、国保に加入されている被保険者に対して課税されます。加入者が安心して治療を受けるための貴重な財源となりますので、納期限までに納めましょう。

年度途中で国保に加入、資格を喪失した方については、税額を更正します。

40歳から64歳までの方は、介護保険の第2号被保険者となり、介護保険料分もあわせて納めていただくことになります。

### 口座振替が便利です

税金の納付には、口座振替が便利で安心です。口座振替を利用すれば、窓口で支払いする必要はなく、納め忘れの心配もありません。

### 申込方法

金融機関または郵便局の窓口に備え付けの「口座振替依頼書」による手続きが必要です。預貯金通帳、お届印および納税通知書を持参して直接金融機関・郵便局へお申し込みください。

### 取扱金融機関

埼玉りそな銀行・りそな銀行・埼玉信用組合・ちちぶ農業協同組合各支店・ゆうちょ銀行

### 住民税の所得申告

所得の申告は、減額特例（均等・平等割額の減額）や高額療養費などの支給また各種福祉的給付にも必要です。申告されていない場合、これらの特例や給付が受けられない場合があります。なお、収入のなかった方も申告が必要です。

## 特別徴収(年金天引き)の納期

| 4月                                     | 6月 | 8月 | 10月  | 12月 | 2月 |
|--|----|----|--|-----|----|
| 仮徴収                                    |    |    | 本徴収  |     |    |
| 平成25年2月の年金から特別徴収された方は、原則として同じ額を仮徴収します。 |    |    | 今年度の年税額から仮徴収額を差し引いた額を特別徴収します。仮徴収額のみで納めすぎになる場合には、過納金を還付します。 |     |    |

問合せ 税務課課税担当

☎62-1461